

新宿区告示第138号

令和5年度労働報酬下限額について

新宿区公契約条例（令和元年新宿区条例第2号）第8条第3項の規定により、令和5年度における労働報酬下限額を定めたので、以下のとおり告示する。

令和5年3月2日

新宿区長 吉住 健一

1 工事請負契約

(単位：円／1日当たり)

	職 種	労働報酬下限額		職 種	労働報酬下限額
01	特殊作業員	24,030	27	普通船員	23,850
02	普通作業員	21,510	28	潜水士	40,770
03	軽作業員	15,120	29	潜水連絡員	29,610
04	造園工	21,420	30	潜水送気員	28,800
05	法面工	27,270	31	山林砂防工	26,100
06	とび工	26,910	32	軌道工	46,890
07	石工	26,640	33	型わく工	24,750
08	ブロック工	24,840	34	大工	24,840
09	電工	25,920	35	左官	26,550
10	鉄筋工	26,100	36	配管工	23,130
11	鉄骨工	23,850	37	はつり工	24,570
12	塗装工	28,170	38	防水工	29,520
13	溶接工	29,160	39	板金工	27,630
14	運転手(特殊)	24,930	40	タイル工	26,820
15	運転手(一般)	20,160	41	サッシ工	26,100
16	潜かん工	28,890	42	屋根ふき工	27,630
17	潜かん世話役	35,910	43	内装工	26,820
18	さく岩工	30,600	44	ガラス工	25,830
19	トンネル特殊工	27,900	45	建具工	26,820
20	トンネル作業員	24,210	46	ダクト工	23,310
21	トンネル世話役	32,850	47	保温工	22,590
22	橋りょう特殊工	28,350	48	建築ブロック工	26,640
23	橋りょう塗装工	28,170	49	設備機械工	22,860
24	橋りょう世話役	33,210	50	交通誘導警備員A	16,110
25	土木一般世話役	26,010	51	交通誘導警備員B	13,950
26	高級船員	30,060			

※ ただし、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者として取り扱う者及び年金等の受給のために賃金を調整している労働者等の労働報酬下限額は、上記の表に掲げる金額にかかわらず、1日当たり11,760円とする。

2 業務委託契約・指定管理協定

労働報酬下限額	1時間当たり 1,202円
---------	---------------

※ ただし、新宿区外に存する施設における指定管理協定の労働報酬下限額は、上記の表に掲げる金額にかかわらず、各施設が所在する県の、最低賃金法で定められている地域別最低賃金額に、令和4年10月の地域別最低賃金額の増額分と同額を加えた金額とする。

以上